明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

日本革新党中部府地区本部	新井　修一	主たる事務所の所在地	福井県福井市開発一―一一〇二		二九、三、二五
日本皇武心党	大石　満夫	会計責任者の氏名	大石　満夫	佐田　文彦	二八、一、一
日本司法書士政治連盟	芝　将宏	代表者の氏名	芝　将宏	田嶋　規由	二九、四、二二
日本誠愛会	反町　一夫	会計責任者の氏名	反町　一夫	瀬間　信之	二九、五、一三
日本病院会政治連盟	相澤　孝夫	代表者の氏名	相澤　孝夫	梶原　優	二九、五、二七
日本弁護士政治連盟	村越　進	代表者の氏名	村越　進	山岸　憲司	二九、五、一一
日本弁理士政治連盟	水野　勝文	代表者の氏名	水野　勝文	杉本　勝徳	二八、三、二
博青会	佐藤　芳博	会計責任者の氏名	佐藤　芳博	阿部　良徳	二九、四、一六
日の丸連合愛国会総本部	佐伯　謙司	会計責任者の氏名	佐伯　謙司	貞長　智子	二九、三、一四
ひまわり会	自見　英子	会計責任者の氏名	藤田　秀男	曽根　進	二九、五、二〇
フォーラム・ユーリカ	小池百合子	主たる事務所の所在地	東京都豊島区東池袋一―三六―七	東京都豊島区南池袋二―一二―八	二九、三、一
冬木政治クラブ	庄野　壽	会計責任者の氏名	白石　正治	荒木　千陽	二九、四、一
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	二八、六、一
麻立会	友納　康二	会計責任者の氏名	副島　英雄	鳥谷　正幸	二八、一一、七
三菱自工労組政治活動委員会	永瀬　秀樹	会計責任者の氏名	播元　公昭	大河原孝一	二八、一〇、一
三菱重工労組本社支部政治活動委員会	八木　厚憲	会計責任者の氏名	山本　浩行	小林　望	二八、一〇、一
三菱重工労働組合高砂製作所支部政治活動委員会	石谷　嘉英	代表者の氏名	石谷　嘉英	山口　光一	二九、三、二八
みどり人権タイムズ	庄野　壽	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	二八、六、一
みんなの党	渡辺　喜美	公職の種類（第一号）	参議院議員	衆議院議員	二八、六、一
もとゆき会	中通　慎二	代表者の氏名	中通　慎二	市川　和孝	二九、五、一
郵政政策研究会九州地方本部	米森寿美男	代表者の氏名	米森寿美男	地福　勤	二九、四、一
郵政政策研究会東海地方本部	山﨑　雅明	会計責任者の氏名	添　和文	髙木　正良	二九、四、一
四電工労働組合政策・制度実現委員会	柴坂　盟人	会計責任者の氏名	藤野　昌幸	篠原雄一郎	二八、七、二九

備考　従来、総務大臣に届出がされていた、国民生活会議及び都民ファーストの会関野杜成後援会は東京都選挙管理委員会に、岡明彦を応援する会は愛知県選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

○総務省告示第二百三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年七月三十一日

総務大臣　高市　早苗

㈠　政党の支部

政党の名称	代表者の氏名	解散年月日
日本維新の会参議院比例区第22支部	樋口　俊一	二八、八、三一
民進党参議院比例区第1総支部	大河原雅子	二九、二、一〇
民進党参議院比例区第3総支部	加藤　敏幸	二九、三、三〇
民進党参議院比例区第9総支部	田中　直紀	二九、二、一七
民進党参議院比例区第11総支部	森屋　隆	二九、四、二七
民進党参議院比例区第26総支部	小野　次郎	二九、三、三一

㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
医療立国推進協議会	山中　信哉	二九、三、二七
加藤義隆後援会	加藤　義隆	二八、三、三一
佐藤正夫政策研究会	佐藤　正夫	二八、一、一
庄野寿後援会	庄野　壽	二九、五、一六
「税金」のムダ使い人」舛添都知事、森元総理、竹田ＪＯＣ会長を辞めさせる都民・国民の会【略称：税金党】	井上　悟	二九、三、三〇
そのだ修光後援会	平田　芳博	二七、一二、三一
大日本日の丸塾	小林　光一	二八、一二、二七
田中直紀後援会	岸本　虎雄	二八、一二、一五
田中なおきを支援する会	池田　孝幸	二七、一二、三一
独立環境設備調査研究所	藤澤　愛子	二九、三、二五
としまの絆を深める会	小島波矢人	二九、三、三一
日本政導会	福島　純子	二九、三、三一
福島みずほ後援会	川瀬　重雄	二九、三、三一
宮本周司全国後援会		

○総務省告示第二百四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年七月三十一日

総務大臣　高市　早苗

㈠　法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の名称	取消年月日
資金管理団体の届出をした者の氏名	
小池百合子	二八、一〇、六
フォーラム・ユーリカ	二八、一〇、六